

## 日向市ひまわり基金事業助成事業助成金交付基準

日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱（平成 18 年日向市告示第 218 号 以下「要綱」という。）第 13 条第 2 項に規定する日向市ひまわり基金事業（以下「ひまわり基金事業」という。）の助成事業の助成金の交付基準を次のとおり定める。

### （1）助成の対象となる要件

助成の対象となる要件は、次のとおりとする。

- ① 要綱第 12 条の各号に規定する事業の内容に適合している事業であること。
- ② 日向市から同様の助成、補助を受けていない事業であること。
- ③ 日向市内で実施される事業であること。
- ④ 事業については、営利、政治、宗教を目的としないこと、また助成金の交付を受けようとする者は、これらの活動を目的とする団体でないこと。
- ⑤ 助成金の交付を受けようとする団体が、日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと、又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者がいないこと。
- ⑥ 事業の実施が当該年度内に終了するものであること。

### （2）助成対象事業

助成の対象とする事業は、上記 1 に規定する要件に加え、次の要件を満たしているものとする。

- ① 地域社会に直接還元される事業又は広く一般市民に公開される事業であること。
- ② 団体又はグループの運営費的な事業でないこと。
- ③ 5 人以上の会員で組織された団体によって実施される事業であること。

### （3）助成の対象となる事業の内容

助成の対象となる事業内容は、次のとおりとする。

- ① 花いっぱい運動等、美しいまちづくりを推進するための環境美化事業
- ② 住民間の交流、ふれあいなどを目的とした地域づくり事業
- ③ 地域住民の健康づくりや青少年の健全育成を目的とした事業
- ④ 住民の芸術、文化活動を通じてのまちづくり事業
- ⑤ 各種の学習会、研修会、講座、講演会、シンポジウム等の開催事業
- ⑥ 自然環境の保護や環境保全等を目的とした活動推進のための事業
- ⑦ その他、市民活動団体自らがまちづくりを行っていくための事業

(4) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に掲げるとおりとする。

項 目	助成対象	備 考
報償費	講師や出演者等への謝金	ただし、総事業費の30%を超える場合は、30%に相当する額を助成対象経費とする。
	参加者への賞品若しくは賞金又は参加賞	
旅 費	講師や出演者等の交通費及び宿泊費	
	講師や出演者等との事前の打ち合わせのため市外へ旅行する場合の交通費及び宿泊費	
消耗品費	事務用品、材料、道具等の購入又は資料の作成に要する費用	日向市財務規則の規定に準ずる。 (第166条 別表第7)
食糧費	外部講師等へのお茶代	団体の所属会員及び事業参加者等への飲食費や懇親会の経費は助成対象外とする。
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用	
燃料費	灯油、ガソリン等の購入費用	団体の所属会員に支給するものは除く。
光熱水費	電気、ガス、水道料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
通信費	電話料、郵便料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
広告費	新聞広告料等	
手数料	口座振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等	
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の委託費用	

(5) 審査

審査は、日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱第15条及び審査要領の規定に基づき、以下のとおり行う。

① 欠格審査

上記(1)(助成対象事業)に掲げる要件をすべて満たしているか審査する。

② 助成対象額の算出

申請された助成事業費の総額から、次に掲げる経費を差し引き、助成率3/4を乗じて適正な助成対象額を算出する。

ア. 助成対象経費以外の経費

イ. 助成対象経費の内、過大見積りの経費

ウ. 助成対象経費の内、事業実施に支障がないと認められる経費

③ 書類審査

ア. 書類審査は、3名以上の審査委員が以下の項目について行う。

	審査項目	倍率	配点
1	コミュニティの波及効果等があり、市の活性化につながる事業であるか。	2.0	10.0
2	継続性、発展性が見込まれる事業であるか。	1.5	7.5
3	市の特色を生かすための、独自の観点や工夫等が見られるか。 (※事業が学習会、研修会、講演会等の場合は除く。)	1.0	5.0
4	市のイメージアップ、情報発信につながる事業であるか。	1.0	5.0
5	先駆性、独創性の感じられる事業であるか。	1.0	5.0
6	団体の公益性、運営の透明性、事業の企画力と実施能力が認められ、自己努力による資金確保が認められるか。	1.5	7.5
7	事業に計画性と実現性が認められるか。	1.0	5.0
8	事業の目的、内容等に対する経費の使途、積算に、整合性と妥当性が認められるか。	1.0	5.0
計			50.0
計(※事業が学習会、研修会、講演会等の場合)			45.0

イ. 審査得点は、審査を行った審査委員の平均点とする。

ただし、事業が学習会・研修会・講演会等の場合は、次のとおり換算した結果を審査得点とする。

審査得点 = (書類審査得点) × 50点 ÷ 45点
-----------------------------

④ 助成額の決定

上記③により算出した審査得点に対する下記の査定率を、②で算出した適正な助成対象額に乗じたものを助成額とする。

得点	適正な助成額に乗じる査定率
40点超 ～ 50点満点	100%
35点超 ～ 40点	90%
30点超 ～ 35点	80%
25点以上 ～ 30点	70%
0点 ～ 25点未満	0%

(6) 助成額の確定

事務局は要綱第17条の規定により提出された実績報告に基づき、助成金の額の確定を行い助成決定団体に通知する。また、助成金の額の確定により減額すべき助成金が認められた場合は、同時に通知する。

① 助成金確定額は、次のように計算する。

$$\begin{aligned} & (\text{実績報告総事業費} - \text{助成対象外経費}) \times (\text{助成率} 3/4) \times (\text{助成金交付決定時の査定率}) \\ & = \text{助成金確定額 (千円未満を切捨てた額とする。)} \end{aligned}$$

ただし、(実績報告総事業費 - 助成対象外経費)が20万円以上となった場合は、助成金交付決定額をそのまま助成金確定額とする。

② 助成金の額の確定により減額すべき助成金は、次のように計算する。

$$\text{助成金決定額} - \text{助成金確定額} = \text{減額すべき助成金}$$